

## JAB PN101-2007 の適用及び JAB CP101-2005 からの移行要領

1. 航空宇宙産業向け審査員の認証に係る新規認定申請への適用  
2007 年 5 月 22 日以降の航空宇宙産業向け審査員の認証に係る新規認定申請は、PN101-2007 を適用して受け付ける。
2. 既認定の航空宇宙産業向け審査員の認証に係る認定審査への適用及び移行審査  
JAB CP101-2005 に基づき、航空宇宙産業向け審査員の認証に係る認定を受けている認証機関は、次の要領で、JAB PN101-2007 への移行のための認定審査(以下、移行審査という)を受けなければならない。

### 2.1 移行期限

移行期限は、2008 年 5 月 31 日とする。

既存の認定からの継続性を確保するためには、2008 年 5 月 31 日までに JAB PN101-2007 に基づく認定への移行承認が決定されていなければならない。

2008 年 6 月 1 日以降、JAB CP101-2005 に基づく航空宇宙産業向け審査員の認証に係る認定は無効となる。

参考：この移行期限は、IAQG (International Aerospace Quality Group) メルボルン会議で合意した AS/EN/ SJAC9104-2 / -3 の適用開始期限に連動している。

### 2.2 移行審査の時期

移行審査開始日は、2007 年 5 月 22 日又は SJAC9010C/9011B 発行日のいずれか遅い日とする。各認証機関の受審時期は、本協会との調整による。

移行審査は、通常計画されるサーベイランス現地審査又は更新審査のプロセスに従って行う。ただし、認証機関が希望する場合は、臨時で審査を行うことができる。移行審査(書類審査)開始後、航空宇宙産業向け審査員の認証に係るすべてのサーベイランス及び更新審査は、JAB PN101-2007 に基づき行う。

### 2.3 移行審査要領

#### 2.3.1 移行審査プロセス

- ・書類審査 ・事務所審査 ・要員評価立会
- ・該当する場合研修提供者評価立会(訓練コース評価立会を含む)

#### 2.3.2 書類審査

認証機関は、2.2 の調整に基づき、移行審査(事務所審査)の概ね 2 か月前に、下記の関連文書(2セット)を本協会に提出する。ただし、更新審査と同時に移行審査を

行う場合は、JAB PN200-2007 の手順に従う。

- ・ 関連するシステム文書の最新版一式及び文書体系を示す表(リスト)
- ・ JAB PN101-2007 の各要求事項の項番号、符号と対応する関連文書の章、節、項番号との対照表

### 2.3.3 事務所審査

JAB PN200-2007 の手順に従う。

### 2.3.4 要員評価立会

原則として SJAC9010C に新たに規定された航空宇宙産業経験審査員の資格条件に関連する評価を含む要員評価活動 1 件に立ち会う。ただし、移行期限までの適切な時期に当該活動の予定がない場合で、これまでの活動実績がある場合は、当該実績の確認をもって立会いに代える。この場合、立ち会えなかった活動は、その活動が行なわれる時期に臨時に立ち会うものとする。

### 2.3.5 研修提供者評価立会

認証機関が航空宇宙産業経験審査員専門研修コースの承認を行う場合には、原則として当該コース及びコース提供者の評価 1 件に立ち会う。この立会いは認証機関が行う当該コースへの立会いを含む一連の評価活動に立ち会う。ただし、移行期限までの適切な時期に当該活動の全部又は一部の予定がない場合で、これまでの活動実績がある場合は、当該実績の確認をもって立会いに代える。この場合、立ち会えなかった活動は、その活動が行なわれる時期に臨時に立ち会うものとする。

### 2.3.6 不適合の取扱い

移行審査で不適合が検出された場合の取扱いは、原則として JAB PN200-2007 の手順に従う。ただし、不適合の内容に基づいた審査チームの判断により、移行期限内の適切な時期までは、回数を制限せず追跡調査を継続する。

### 2.3.7 移行の承認

JAB PN101-2007 に基づく認定への移行の承認は、認定委員会が移行審査の結果に基づき行う。

### 2.3.8 移行審査標準工数

移行審査の標準工数は、次のとおりとする。

移行審査の時期	書類審査*1	事務所審査*1
サーベイランス	1 人日*2	1 人日*2
更新審査	なし*2	なし*2
臨時審査	2 人日	2 人日

\*1 書類審査、事務所審査以外の工数は、JAB PN200-2007 の手順に従う。

\*2 サーベイランス又は更新審査の工数に追加する移行審査の工数

### 3. その他参考事項

JAB PN101-2007 を適用した認定審査(移行審査を含む)は、原則として JRMC の認証機関に対する定期サーベイランスなどとの合同審査となる。